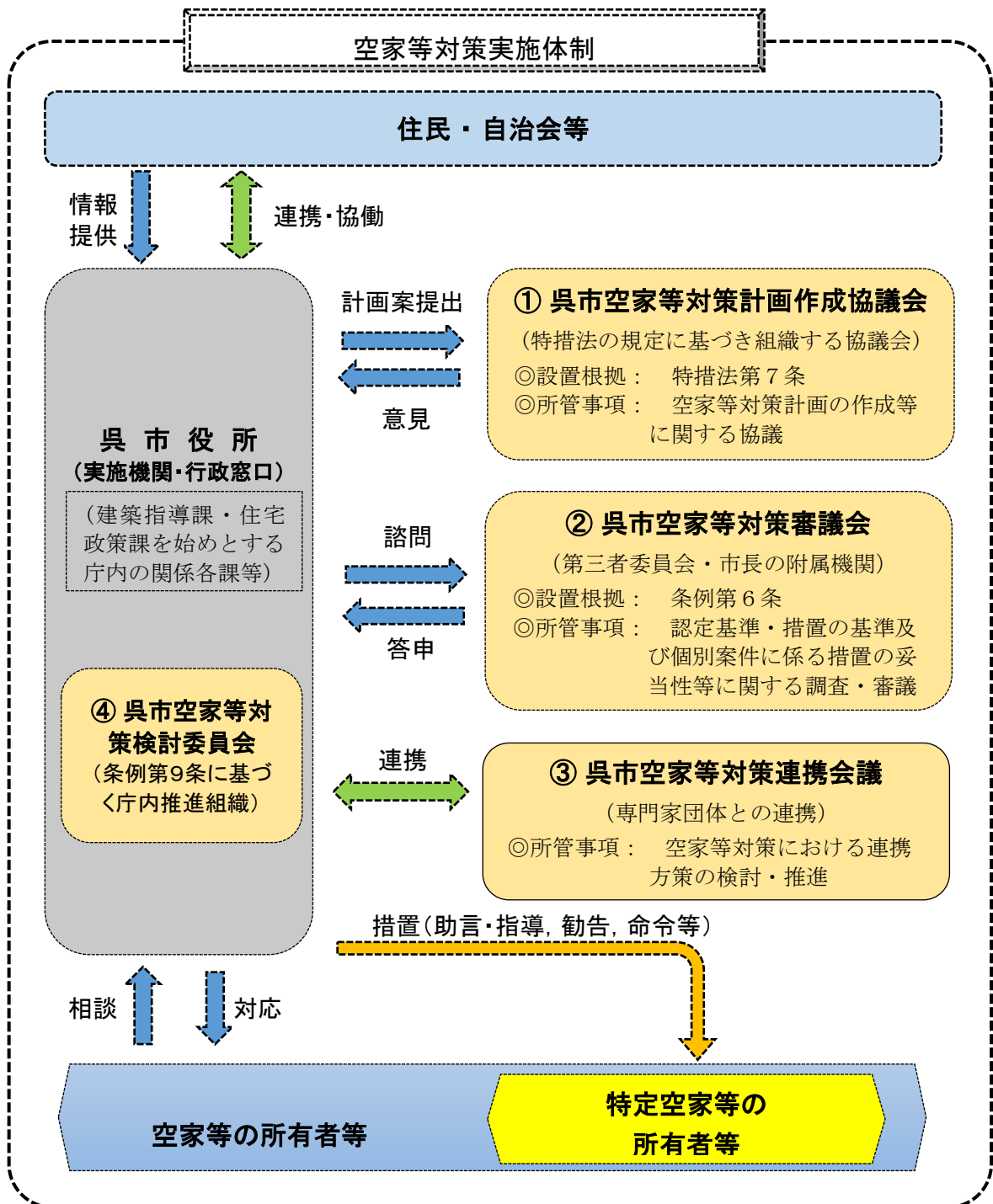


第5章 空家等対策の計画的推進

1 空家等対策の実施体制

空家等対策について実施体制を整備し、効果的に施策を推進します。
空家等対策の推進に当たっては、所在地、空家等の状況などの多岐にわたる空家等に関する情報を空家等管理台帳としてデータベース化・管理・更新を行い、個人情報の取扱いに最善の注意を払いつつ活用します。

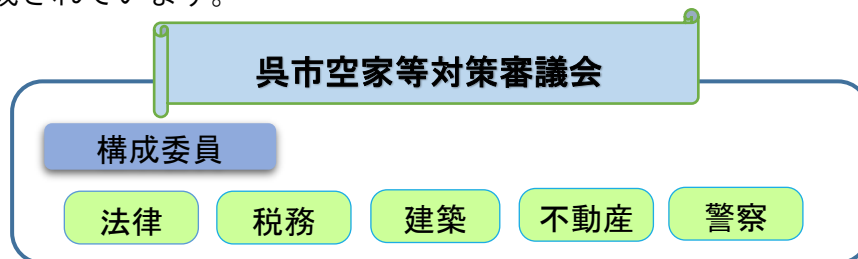


① 呉市空家等対策計画作成協議会（特措法に基づく協議会の組織）

- ・ 呉市空家等対策計画作成協議会は、特措法第7条の規定により、空家等対策計画の作成等について協議を行う協議会であり、市長、市議会議員及び法務、不動産、建築、税務等の学識経験者からなる委員により構成されています。

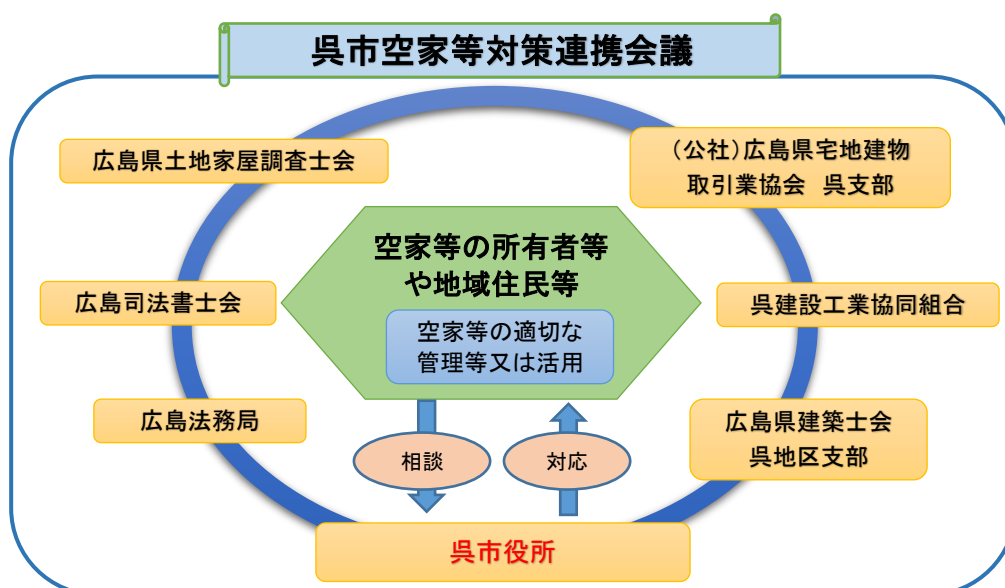
② 呉市空家等対策審議会（条例に基づく審議会組織）

- ・ 呉市空家等対策審議会は、条例第6条の規定により特定空家等の認定基準や特措法第14条の規定による措置の基準、個別案件に係る当該措置の妥当性等について、市長の諮問に応じ、調査・審議する第三者委員会（市長の附属機関）であり、法律・税務・建築・不動産等に知見を有する学識経験者及び市内警察署の生活安全部門の職員からなる委員により構成されています。



③ 呉市空家等対策連携会議

- ・ 呉市空家等対策連携会議は、地域住民等とも協力を深め、安全で安心なまちづくりと地域の振興に寄与するという共通の目的を持って、相談体制充実など空家等対策における連携方策を検討し推進する連携組織であり、本市の空家等対策における適切な管理等又は活用に係る施策に関係のある機関等により構成されています。



④ 呉市空家等対策検討委員会

- ・ 呉市空家等対策検討委員会は、条例第9条の規定により、庁内での空家等の問題に対する共通認識を図ることを目的とした庁内推進組織であり、課題の整理、問題解決手法の研究・政策立案等を所掌しています。

【関係部署の主な役割】

項目	内容	関係部署
相談窓口	空家等に関する相談全般 (適正管理や利活用など)	住宅政策課
所有者 調査	調査全般	建築指導課
	戸籍・住民票調査	市民窓口課
	固定資産税課税台帳調査	資産税課
	水道利用状況調査	上下水道局営業課
	自治会, 住民連携	地域協働課 市民センター
	相続人関係者調査の助言	土木総務課 (用地対策室)
現地調査, 措置等	建築物ほか全般	建築指導課
	擁壁, 景観	都市計画課
	ごみ等の放置, 不法投棄	環境政策課
	動物の住みつき等(有害鳥獣)	農林水産課
	動物の住みつき等(犬, 猫等)	生活衛生課
	火災のおそれ	消防局予防課
	道水路等への影響	土木総務課, 土木維持課
その他(政 策・法務等)	法務, 情報公開・個人情報保護に 関すること	総務課
	防災に関すること	危機管理課
	政策に関すること	企画課, 住宅政策課
	財政に関すること	財政課
	税制上の措置に関すること	資産税課

2 空家等対策計画の検証及び見直し

本計画を計画的・効果的に進めていくため、次のとおり目標を設定し、その達成を目指します。

【計画の目標】

目標指標		現状 (令和4年度見込み)	目標 (令和5年度～令和9年度)
各種相談会	講演会等累計参加者数	990人 (H26～H30, R4)	1,000人
	相談会相談累計件数	155件 (H28～R2, R4)	180件
空き家 バンク件数	登録件数	473件 (H17～R4)	330件
	成約件数	256件 (H17～R4)	230件
老朽空き家（実態調査等により確認した周辺へ影響を与えるおそれのある老朽空き家）の除却率		1.4%	50%
取組により利 活用された跡 地箇所数	利活用された跡地箇所数	0か所	10か所 (空き家バンクにおける空 き地成約件数を含む。)
	空き家バンクにおける空 き地成約件数	(再掲) 12件 (H17～R4)	

また、本計画の実効性を確保するため、毎年度、具体的施策の実施状況について点検を行い、呉市空家等対策審議会及び呉市空家等対策検討委員会において報告し、施策の有効性、効率性などの検証を行い、その結果を次年度の施策に反映させます。検証結果については、ホームページ等に掲載することなどにより、公表します。